

- ・研究責任者が学外機関所属又は中央一括審査の場合は、別途契約に基づいて請求を行う。
- ・審査依頼は課題ごとの請求ではなく、審査依頼をする施設ごと初回申請時に審査手数料を請求する。
したがって、すでに承認済の申請課題について途中から参加する機関から審査依頼があれば、当該機関に対して上記規定に基づく審査手数料を請求する。
- ・初回申請時に中央一括審査として手続きしていない課題について、あとから中央一括審査に切替えることはできない。(中央一括審査の初回申請は病院臨床研究倫理委員会で審査する。)

(参考) A 大学 (学外機関所属の研究責任者) から審査依頼を受ける場合に A 大学に係る審査手数料

区分	研究形態	金額 (単位：円)	下記 図説
観察 研究	A 大学が多施設共同研究の分担施設。 代表施設の研究代表者が医学系研究科等の所属。	20,000	①
	A 大学が多施設共同研究の分担施設。 代表施設の研究代表者が医学系研究科等 <u>以外</u> の所属。	60,000	②
	A 大学が単施設又は多施設共同研究の代表施設	60,000	③
介入 研究	A 大学が多施設共同研究の分担施設。 代表施設の研究代表者が医学系研究科等の所属。	40,000	①
	A 大学が多施設共同研究の分担施設。 代表施設の研究代表者が医学系研究科等 <u>以外</u> の所属。	80,000	②
	A 大学が単施設又は多施設共同研究の代表施設	80,000	③

※医学系研究科等…東北大学医学系研究科、病院及び加齢医学研究所 (兼務教員含む)

